

防災・減災、国土強靱化の推進についての意見書

我が国は、地震、台風、豪雨等の自然災害が発生しやすい環境にあり、本年においても令和2年7月豪雨による水害・土砂災害により尊い命が奪われるなど、甚大な被害が生じている。

また、本市では、南海トラフ地震の発生による大きな被害が予想されるほか、市東部の境川沿いに低地を抱えていることから、河川の氾濫による甚大な被害が心配され、気候変動に伴う自然災害の頻発化・激甚化による深刻な浸水被害なども懸念される。

こうした中、国は、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、令和2年度までの3年間で集中的に実施することとして「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を、本市は、本年6月に「豊明市地域強靱化計画」を策定し、市民の安全安心と災害で機能不全に陥らない指針として取りまとめ、国と地方が一体となってその取り組みを迅速に進めているところである。

しかしながら、災害リスクを低減し、国民の生命や財産を守るとともに、強靱な経済基盤を構築するためには、中長期的な視点が不可欠であり、今後も、耐震対策、河川改修等の事前防災対策や重要インフラの機能強化を推進するなど、防災・減災、国土強靱化を加速化・深化させていく必要がある。

よって、本市議会は国に対し、防災・減災、国土強靱化の推進を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の実施期間終了後も中長期的な視点に立った対策を実施できるよう、抜本的な河川改修や代替性を確保するための道路ネットワークの整備など対象事業を拡充するとともに、必要となる予算を安定的に別枠で確保すること
- 2 この対策に伴う地方負担分については、令和2年度末が期限とされている「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」を延長するなど、十分な地方財政措置を確実に講ずること
- 3 社会資本の整備・維持管理に加え、災害発生時にTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）等として、迅速かつ円滑な復旧のために活動する、現場に必要な人員や体制の維持・充実を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月21日

提出先 衆議院議長 殿
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣
国土強靱化担当大臣
内閣府特命担当大臣(防災)

愛知県豊明市議会議長 毛 受 明 宏